

第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

1 集団による訪日回数別の身元判明状況

平成21年2月1日現在

訪日 回数	実施時期	訪日人員	対面者数	身元判明		
				訪日期间中	その他	計
1	昭56.3	47	33	23(48.9)	7(14.9)	30(63.8)
2	昭57.2~3	60	56	40(66.7)	5(8.3)	45(75.0)
3	昭58.2~3	45	31	22(48.9)	3(6.7)	25(55.6)
4	昭58.12	60	46	37(61.7)	0(0)	37(61.7)
5	昭59.2~3	50	37	25(50.0)	2(4.0)	27(54.0)
6	昭59.11~12	90	54	35(38.9)	4(4.4)	39(43.3)
7	昭60.2~3	90	55	33(36.7)	6(6.7)	39(43.3)
8	昭60.9	135	60	30(22.2)	11(8.1)	41(30.4)
9	昭60.11~12	135	48	32(23.7)	2(0.1)	34(25.2)
10	昭61.2~3	130	47	31(23.8)	3(2.3)	34(26.2)
11	昭61.6	200	92	68(34.0)	12(6.0)	80(40.0)
12	昭61.9	200	81	54(27.0)	10(5.0)	64(32.0)
13	昭61.10~11	100	40	30(30.0)	3(3.0)	33(33.0)
14	昭61.12	42	17	14(33.3)	1(2.4)	15(35.7)
15	昭62.2~3	104	43	25(24.0)	3(2.9)	28(26.9)
62-1	昭62.11	50	15	9(18.0)	1(2.0)	10(20.0)
62-2	昭63.2~3	50	16	12(24.0)	1(2.0)	13(26.0)
63-1	昭63.6	35	13	9(25.7)	3(8.6)	12(34.3)
63-2	平元.2~3	57	17	8(14.0)	1(1.8)	9(15.8)
平元	平2.2~3	46	17	12(26.1)	0(0)	12(26.1)
平2	平2.11~12	37	6	4(10.8)	0(0)	4(10.8)
平3	平3.11~12	50	11	3(6.0)	3(6.0)	6(12.0)
平4	平4.11~12	33	10	4(12.1)	0(0)	4(12.1)
平5	平5.10~11	32	7	4(12.5)	1(3.1)	5(15.6)
平6	平6.11~12	36	8	2(5.6)	3(8.3)	5(13.9)
平7	平7.10~11	67	12	5(7.5)	2(3.0)	7(10.4)
平8	平8.10~11	43	10	3(7.0)	1(2.3)	4(9.3)
平9	平9.10	(※1)45	6	2(4.5)	1(2.3)	3(6.8)
平10	平10.11	27	6	4(14.8)	1(3.7)	5(18.5)
平11	平11.11	20	6	1(5.0)	1(5.0)	2(10.0)
計		(※1)2116	900	581(27.5)	91(4.3)	672(31.8)

注1：()内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取消された者で内数である。

2 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 回数	実施時期	情報公開者数	対面者数	身元判明		
				訪日期间中	その他	計
平12	平12.11	20	5	1	2	3(15.0)
平13	平13.11	20	5	2	2	4(20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1(16.7)
平15	平16.2	10	3	1	0	1(10.0)
平16	平16.11	(※1)12	3	1	0	1(8.3)
平17	平17.11	(※2)5	1	0	0	0
平18	平18.11	7	2	0	0	0
平19	平19.11	4	1	0	1	1(25.0)
平20	平20.11	3	1	1	0	1(33.3)
計		87	22	7	5	12(13.8)

注：()内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

※1 うち1名はロシア在住の孤児

※2 うち1名は日本在住の孤児

第10 中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査

支援給付施行事務監査実施計画（監査業務の流れ）

平成21年3月

業務の流れ	実施時期	概要	備考
1 事前協議 資料提出	4月10日	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査候補地（16都道府県市）を選定 ・実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う (事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施) 	
3 監査実施 計画通知 発出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報 ・書面監査資料の提出依頼（各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定） 	
4 実地監査 実施通知 発出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実施	実地監査期間 (3日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施 ・実施機関についてはケース検討も実施 ・監査講評 	
8 監査結果 通知 発出	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査実施後 1ヶ月半以内 ・書面監査実施後 2ヶ月以内 	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	

事前協議用資料（案）

「支援給付施行事務監査の実施について」新旧対照表

新（2月6日現在）	旧（10月28日時点）
<p style="text-align: center;">支援給付施行事務監査実施要綱（案）</p> <p>1 監査の目的 監査は、実施機関における支援給付の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、支援給付制度がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものであること。</p> <p>2 監査の意義等 (1) 監査は、法的権限に基づいて支援給付制度の運用の状況を監査するものであるが、単に監察的見地から事務の執行又は会計経理の状況を検査し、その適否を調査する等の消極的な機能に止まらず、更に支援給付制度がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものであること。 (2) 監査を行う職員は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が支援給付制度の事務全般にわたる監察・指導であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意すること。 ① 指示又は回答は明確にすること。 ② 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、謙譲にして、指導援助的な態度をもって監査に臨むこと。 ③ 権勢的又は一方的な言動を避け、努めて関係者の理解の下に積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>3 監査の類型及び実施方式 監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「支援給付施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な監査の実施に努めること。 (1) 一般監査 原則として管内全ての実施機関に対し、<u>実地又は書面にて年1回行う。</u> ① 実地監査 管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で実地監査を行う。実地監査においては、支援給付の決定手続き及び方法の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行う。ケース検討においては、特定中国残留邦人等の年齢及び世帯構成等を考慮のうえ、当該実施機関の傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は10ケースを目途とし、<u>ケース数が10ケースに満たない場合は、全てのケースを検討すること。</u>また支援給付の面接相談、支援給付の廃止の対応状況及び特定中国残留邦人等のニーズに対応しているかについても、<u>十分な検討を行うこと。</u> 事前提出資料の内容についても、十分な検討を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">支援給付施行事務監査実施要綱（案）</p> <p>1 監査の目的 監査は、市町村及び実施機関における支援給付の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、支援給付制度がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものであること。</p> <p>2 監査の意義等 (1) 監査は、法的権限に基づいて支援給付制度の運用の状況を監査するものであるが、単に監察的見地から事務の執行又は会計経理の状況を検査し、その適否を調査する等の消極的な機能に止まらず、更に支援給付制度がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものであること。 (2) 監査を担当する職員は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が支援給付行政の事務全般にわたる監察・指導であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意すること。 ① 指示又は回答は明確にすること。 ② 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、謙譲にして、指導援助的な態度をもって監査に臨むこと。 ③ 権勢的又は一方的な言動を避け、努めて関係者の理解の下に積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>3 監査の類型及び実施方式 監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「支援給付施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な監査の実施に努めること。 (1) 一般監査 原則として管内全ての実施機関に対し実地又は書面にて年1回行う。 ① 実地監査 管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で実地監査を行う。実地監査においては、支援給付の決定手続き及び方法の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行う。ケース検討においては、特定中国残留邦人等の年齢及び世帯構成等を考慮のうえ、当該実施機関の傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は10ケースを目途とすること。また支援給付の面接相談、支援給付の廃止の対応状況及び特定中国残留邦人等の必要としているニーズに対応しているかについても、十分な検討を行うこと。 事前提出資料の内容についても、十分に検討を行うこと。 なお、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その</p>

なお、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その問題傾向に応じてケースを選定すること。

② 書面監査

実地監査を行わなかった実施機関に対して、書面を提出させ適正な運用が図られているかの監査を行う。

(2) 特別監査

① 特別監査は、一般監査等で特定の事項に問題がある実施機関及び動向等に特異な傾向を示す実施機関に対して実地にて監査を行う。

② 特別監査においては、一般監査等にて把握した問題点及び特異な傾向を示していると思われる事項について、検討を行う。

4 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は、毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施すること。

なお、監査の実施計画の策定に当たっては、実施機関毎の過去の監査結果、最近の支援給付動向等を勘案して監査の重点事項を定め、監査の効率的な実施に十分配慮すること。

5 監査の事前準備

監査の実施に当たっては、実施機関における支援給付の実施状況、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況等のもとより、支援給付の動向、当該地域の支援給付に係る社会的諸条件等を事前に監査担当者全員で十分に分析検討し、他の実施機関との比較等により、問題の所在を予め把握すること。

6 監査結果の指示及び措置状況の確認

(1) 監査の結果については、実地又は書面により講評及び指示を行うこと。

なお、実地による講評においては、講評後、これらの職員とともに是正改善を要する事項等の研究協議を実施することにより、その問題の所在を明らかにするよう努めること。

(2) 実施機関に対する指示は、前項の検討結果に基づき、改善を必要とする事項（内容）に止まらず、具体的な改善方策を含め文書により通知すること。

(3) 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査を担当する職員を派遣してその改善状況を確認すること。

(4) 指導台帳の整備

都道府県及び指定都市においては、実施機関に対する監査の実効性及び継続性を確保するため、前年度監査の是正改善事項を記載した「指導台帳」を整備すること。

7 監査結果の報告等

都道府県及び指定都市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

問題傾向に応じてケースを選定すること。

② 書面監査

実地監査を行わなかった実施機関に対して、書面を提出させ適正な運用が図られているかの監査を行う。

(2) 特別監査

① 特別監査は、一般監査等で特定の事項に問題がある実施機関及び動向等に特異な傾向を示す実施機関に対して実地にて監査を行う。

② 特別監査においては、一般監査等にて把握した問題点及び特異な傾向を示していると思われる事項について、検討を行う。

4 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は、毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施すること。

なお、監査の実施計画の策定に当たっては、実施機関毎の過去の監査結果、最近の支援給付動向等を勘案して監査の重点事項を定め、監査の効率的な実施に十分配慮すること。

5 監査の事前準備

監査の実施に当たっては、実施機関における支援給付の実施状況、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況等のもとより、支援給付の動向、当該地域の支援給付に係る社会的諸条件等を事前に監査担当者全員で十分に分析検討し、他の実施機関との比較等により、問題の所在を予め把握すること。

6 監査結果の指示及び措置状況の確認

(1) 監査の結果については、書面により講評及び指示を行うこと。

なお、講評後においては、これらの職員とともに是正改善を要する事項等の研究協議を実施することにより、その問題の所在を明らかにするよう努めること。

(2) 実施機関に対する指示は、前項の検討結果に基づき、改善を必要とする事項（内容）に止まらず、具体的な改善方策を含め文書により通知すること。

(3) 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査を担当する職員を派遣してその改善状況を確認すること。

(4) 指導台帳の整備

都道府県及び指定都市においては、実施機関に対する監査の実効性及び継続性を確保するため、前年度監査の是正改善事項を記載した「指導台帳」を整備すること。

7 監査結果の報告等

都道府県及び指定都市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

「支援給付施行事務監査事項」新旧対照表

新（2月6日現在）		旧（10月28日時点）	
主眼事項	着眼点	主眼事項	着眼点
<p>1 支援給付の適正実施の推進</p> <p>(1) 支援給付の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 支援給付対象者の確認</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「支援法」という。）<u>第14条の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）の対象者であることの確認は適切に行われているか。</u></p> <p>2 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 支援給付の受給要件及び支援給付と生活保護との相違点等制度の趣旨は、<u>相談時及び開始時に「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」の活用等により、要支援者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</u></p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に関する情報が実施機関の窓口につながるよう支援給付制度の周知や民生委員、自立指導員等との連携、<u>生活保護担当等の保健福祉関係部局等との連絡・連携体制がとられているか。</u></p> <p>(5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、支援給付申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。</p> <p>(7) 支援給付申請書の処理及び支援給付金品の支給は迅速に行われているか。</p>	<p>1 支援給付の適正実施の推進</p> <p>(1) 支援給付の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 支援給付対象者の確認</p> <p>(1) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下、「支援法」という。）第13条の一時金の申請は行われているか。</u></p> <p>(2) <u>平成20年4月1日前に、60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者であるか確認されているか。</u></p> <p>2 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 支援給付の受給要件及び支援給付と生活保護との相違点等制度の趣旨は、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」の活用等により、<u>支援・相談員等が同席の上、要支援者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</u></p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に関する情報が実施機関の窓口につながるよう支援給付制度の周知や民生委員、自立指導員等との連携、保健福祉関係部局等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、<u>支援・相談員が同席の上、支援給付申請の意思を確認しているか。</u></p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。</p> <p>(7) 支援給付申請書の処理及び支援給付金品の支給は迅速に行われているか。</p>

3 支援給付開始時における調査の徹底

(1) 支援給付対象者であることの把握

支援法第13条第3項の一時金に係る支給決定通知書等により、本人又は配偶者であった者の配偶者が特定中国残留邦人等であるか確認されているか。

(2) 資産等の把握状況

ア 支援給付の申請書、資産申告書（拋出した保険料相当額の一時的金、不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（就労収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。

特に現金・預貯金等や居住用不動産に関する個別協議など生活保護と異なる取扱いについては適切に審査されているか。

また、生活圏内（申請前に転居してきた者については前居住地等）の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。

急迫支援給付を除き、支援給付開始決定後に調査していることはないか。

イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。

ウ 同居している者の資産について活用を求めるような取扱いをしていないか。

(3) 扶養義務者の把握状況

扶養義務者の存否の確認が行われているか。また、居所が不明な場合には、官公署等への照

(8) 支援給付の開始時に「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。

3 支援給付開始時における調査の徹底

(1) 特定中国残留邦人等であることの把握

支援法第13条の一時金に係る支給決定通知書等により、確認されているか。

(2) 資産等の把握状況

ア 支援給付の申請書、資産申告書（拋出した保険料相当額の一時的金、不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（就労収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。

また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。

現金・預貯金等の保有額が、申請者の一時金支給決定年度における中国残留邦人等の追納保険料480ヶ月分に相当する額として設定した保有限度額を超えていないことが確認されているか。

支援給付開始決定後に調査していることはないか。

支援給付申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。

イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。

ウ 居住用不動産を所有している者について要支援世帯向け長期生活支援資金制度の活用について、厚生労働省と個別に相談・協議されているか。

エ 同居している者の資産について活用を求めるような取扱いをしていないか。

(3) 病状の把握

病状が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。

(4) 扶養義務履行の指導状況

扶養義務者の存否の確認が行われているか。また、居所が不明な場合には、官公署等への照会

会に基づき、所在の確認が行われているか。

4 関係機関等との連携

- (1) 生活保護担当等関係部局、民生委員、自立指導員、保健所、身体障害者更生相談所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。
- (2) 郡部の実施機関においては、高齢者及び身体障害者等の援助について町村との連携は十分図られているか。

(2) 支援給付受給中における指導援助の推進

1 権利、義務の周知徹底

被支援者の権利、義務について、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。
また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。

(2) 収入の把握

ア 収入の把握

(ア) 収入申告書は必要に応じて適切に徴取されているか。挙証資料は添付されているか。

(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

(ウ) 仕送り額等は、適切に把握されているか。

(エ) 同居している者の収入は適切に把握されているか。

イ 課税状況調査の実施状況

に基づき、所在の確認が行われているか。

4 関係機関等との連携

- (1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。
- (2) 郡部の実施機関においては、高齢者及び身体障害者等の援助について町村との連携は十分図られているか。

(2) 支援給付受給中における指導援助の推進

1 権利、義務の周知徹底

被支援者の権利、義務について、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」等により、支援・相談員単独又は必要に応じて実施機関職員等が同席の上、適時適切な指導が行われているか。

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。

イ 要支援世帯向け長期生活支援資金制度の対象となる資産の把握等、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

(2) 収入の把握

ア 収入の把握

(ア) 収入申告書は必要に応じて適切に徴取されているか。挙証資料は添付されているか。

(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

(ウ) 仕送り額等は、適切に把握されているか。

(エ) 同居している者の収入は適切に把握されているか。

イ 課税状況調査の実施状況

毎年、全被支援者について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。

また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。

(3) 年金等の受給資格等の確認

ア 一定の年齢に達した者について、年金加入状況確認調書を活用するなど、老齢基礎年金等、公的年金の受給状況について確認されているか。

イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。

ウ 遺族厚生年金等の受給資格について確認されているか。

(4) 扶養能力調査の実施

扶養義務者に対する扶養能力調査は、被支援者を通じ、適切に実施されているか。

(5) 入院患者日用品費等給付

入院患者日用品費は適切に処理されているか。

毎年、全被支援者について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。

また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。

(3) 年金等の受給資格等の確認

ア 一定の年齢に達した者について、年金加入状況確認調書を活用するなど、老齢基礎年金等の満額受給及びその他の年金受給状況について確認されているか。

イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。

ウ 遺族厚生年金等の受給資格について確認されているか。

(4) 扶養能力調査の実施

扶養義務者に対する扶養能力調査は、被支援者を通じ、適切に実施されているか。

(5) 入院患者日用品費等給付

入院患者日用品費は適切に処理されているか。

3 援助方針の策定

(1) 援助方針は、支援・相談員等による家庭訪問や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。

また、策定した援助方針については、被支援者本人に理解を得るよう説明しているか。

(2) 多様なニーズを抱える特定中国残留邦人等世帯の援助方針は、個々の被支援者の実態を踏まえた適切なものとなっているか。

(3) 援助困難な被支援者等については、関係機関とも連携の上、診断会議等で組織的に検討されているか。

(4) 援助方針は、被支援者の実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。

(5) 援助方針が、被支援者記録等に明記されているか。また、説明した旨を被支援者記録等に明記されているか。

4 個別具体的な指導援助の充実

(1) 高齢者、障害者世帯に対する指導援助の状況

(3) 適正な支援給付の
決定事務の確保

3 海外渡航の取扱い

海外渡航の目的、渡航期間の取扱い、渡航費用は
収入認定しない等、支援給付における海外渡航の取
扱いは適切に行われているか。

4 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

(1) 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行
われているか。

(2) 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介
護機関等関係機関との連携、近隣住民との協力等
による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われ
ているか。

(3) 介護保険料、公営住宅家賃の未納について、関
係部局と連携を図り、納付状況を把握するととも
に、滞納している被支援者については、被支援者
に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手
続きをとることにより改善が図られているか。

1 支援給付の開始

支援給付の開始は、要支援者の資産及び収入に係
る必要な関係先調査をせずに開始していることはな
いか。また、支援給付の開始・申請の却下は、要否
の判定を適正に行い決定されているか。

2 支援給付の廃止

(1) 要否の判定による廃止

支援給付の廃止は、当該世帯における収入の増
加、最低生活費の減少等により支援給付を要しな
い状態を確実に把握した上で、要否の判定を行い
決定されているか。

(2) 婚姻による廃止

(3) 適正な支援給付の
決定事務の確保

ア 高齢者、障害者世帯について、介護保険制度
及び障害者自立支援法等による各種サービスの
活用が図られているか

イ 中国帰国者に対する地域生活支援プログラム
を活用するなど、社会的な自立の助長に向けた
適切な援助が図られているか。

ウ 高齢者、障害者世帯について、必要な生活環
境等の整備のための制度の活用が図られている
か。

(2) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に
行われているか。

イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、
介護機関等関係機関との連携、近隣住民との協
力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が
行われているか。

ウ 介護保険料、公営住宅家賃の未納について、
関係部局と連携を図り、納付状況を把握すると
ともに、滞納している被支援者については、被
支援者に対し適切な納付指導を行うか、代理納
付等の手続きをとることにより改善が図られて
いるか。

1 支援給付の開始

支援給付の開始は、要支援者の資産及び収入に係
る必要な関係先調査をせずに開始していることはな
いか。また、支援給付の開始・申請の却下は、要否
の判定を適正に行い決定されているか。

2 支援給付の廃止

(1) 要否の判定による廃止

支援給付の廃止は、当該世帯における収入の増
加、最低生活費の減少等により支援給付を要しな
い状態を確実に把握した上で、要否の判定を行い
決定されているか。

(2) 婚姻による廃止

特定中国残留邦人等が死亡した後、その配偶者であった者の新たに婚姻した相手が、特定中国残留邦人等以外の者であることが確認されているか。

(3) 「辞退届」による廃止

ア 「辞退届」は、被支援者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。

イ 被支援者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(4) 指導指示違反による廃止

ア 指導指示内容は被支援者本人の支援給付の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。

イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(5) 支援給付の廃止に係る助言指導及び連携

支援給付の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や後期高齢者医療への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。

また、地域の民生委員へ支援給付廃止の旨を連絡するなどにより、支援給付廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。

3 最低生活費の算定及び通知事務

最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。

また、支援給付の変更等が行われた場合に、被支援者に対し通知されるとともに、特に日本語の不得意な被支援者に対して配慮し、わかりやすく説明を行っているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 原則、年1回の収入申告時の申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて社会保険事務所等関係先調査を適切に行っているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の

特定中国残留邦人等が死亡した後、その配偶者であった者の、新たに婚姻した相手が、特定中国残留邦人等以外の者であることが確認されているか。

(3) 「辞退届」による廃止

ア 「辞退届」は、被支援者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。

イ 被支援者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(4) 指導指示違反による廃止

ア 指導指示内容は被支援者本人の支援給付の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。

イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(5) 支援給付の廃止に係る助言指導及び連携

支援給付の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や後期高齢者医療への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。

また、地域の民生委員へ支援給付廃止の旨を連絡するなどにより、支援給付廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。

3 最低生活費の算定及び通知事務

最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。

また、支援給付の変更等が行われた場合に、被支援者に対し通知されるとともに、支援・相談員等を活用し、被支援者に対してわかりやすく説明を行っているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて社会保険事務所等関係先調査を適切に行っているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の

措置が行われているか。

- 2 不正受給世帯に対する措置
不正受給については、生活保護法第78条の例により厳正に措置されているか。
また、悪質な事例については、告発等が行われているか。

- 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策
(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、生活保護法第63条又は同法第78条の例により返還等を求めるケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。
(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。

2 医療支援給付の適正運営の確保

- 1 医療支援給付を受けている者に対する指導援助及び適正運営の状況
(1) 被支援者の病状は、レセプト点検、主治医訪問等により的確に把握され、その結果に基づき療養指導等が適切に行われているか。
(2) 頻回受診者に対する適正受診指導状況
ア 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。
イ 頻回受診の判断が主治医訪問等によって適切に行われているか。
ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。
(3) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
- 2 レセプトの点検、活用状況
(1) レセプトは、世帯ごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。
また、病状の把握、療養指導等に際し、適時レセプトが活用されているか。
(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、

措置が行われているか。

- 2 不正受給世帯に対する措置
不正受給については、生活保護法第78条の例により厳正に措置されているか。
また、悪質な世帯については、告発等が行われているか。

- 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策
(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、生活保護法第63条又は生活保護法第78条の例により返還等を求めるケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。
(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。

2 医療支援給付の適正運営の確保

- 1 医療支援給付を受けている者に対する指導援助及び適正運営の状況
(1) 被支援者の病状は、レセプト点検、主治医訪問等により的確に把握され、その結果に基づき療養指導等が適切に行われているか。
(2) 頻回受診者に対する適正受診指導状況
ア 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。
イ 頻回受診の判断が主治医訪問等によって適切に行われているか。
ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。
(3) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
- 2 レセプトの点検、活用状況
(1) レセプトは、世帯ごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。
また、病状の把握、療養指導等に際し、適時レセプトが活用されているか。
(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、

診療点数等に疑義が生じた場合には、本庁に対し技術的助言を求めているか。

(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。

3 移送給付等の状況

(1) 移送給付

ア 移送給付の範囲は、一般的給付については国民健康保険の例によるか。

また、例外的給付の場合は、画一的に判断をせず、世帯毎に検討を行っているか。

イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被支援者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。

また、例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及び必要に応じ検診命令を行い、実施機関において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。

なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、原則として、最も経済的な経路・交通機関を実施機関において決定しているか。

ウ 給付については、実施機関が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていないか。

エ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。

(2) 施術、治療材料給付

あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。

また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、実施機関が十分検討しているか。

なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。

診療点数等に疑義が生じた場合には、本庁に対し技術的助言を求めているか。

(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。

3 移送給付等の状況

(1) 移送給付

ア 移送給付の範囲は、一般的給付については国民健康保険の例によるか。

また、例外的給付の場合は、画一的に判断をせず、世帯毎に検討を行っているか。

イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被支援者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。

また、例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、実施機関において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。

なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、かつ最も経済的な経路・交通機関を実施機関において決定しているか。

ウ 給付については、実施機関が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていないか。

エ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。

(2) 施術、治療材料給付

あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。

また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、実施機関が十分検討しているか。

なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。